

現代フランスにおける言語問題

－ 地域語と欧州少数地域言語憲章をめぐる －

長 谷 川 秀 樹

はじめに

「言語問題」をカナダやベルギー、インドなどのような多民族国家における複数の言語集団間の問題ととらえるならば、有史以来現代に至るまでフランスでは言語問題が政治化することはなかった。強いて言えば戦後、一層世界を席卷しつつある英語の支配に対する「フランス文化の防衛」政策の一環として「言語問題」が取り上げられたに過ぎない。

しかし、1999年、フランスの「言語問題」はその様相が一変し、複雑化した。というのは、これまで政治的にはクローズアップされることがなかった「地域語」の存在が、フランス政界の激動ともあいまって、極めて政治的に論じられるようになったからである。本論文はこれまで論じられることの少なかった「地域語」の問題を政治的にとらえ、さらに「地域語」とフランス国家との関係を分析するものである。そして「統合されるヨーロッパ」とこの視野から言語問題の解決のために制定された「欧州地域少数言語憲章（以下、「地域語憲章」、あるいは単に「憲章」と記す）」の観点から見れば、「地域語」とフランスとの関係はどのようにとらえなおすべきであるかを考察するものである。

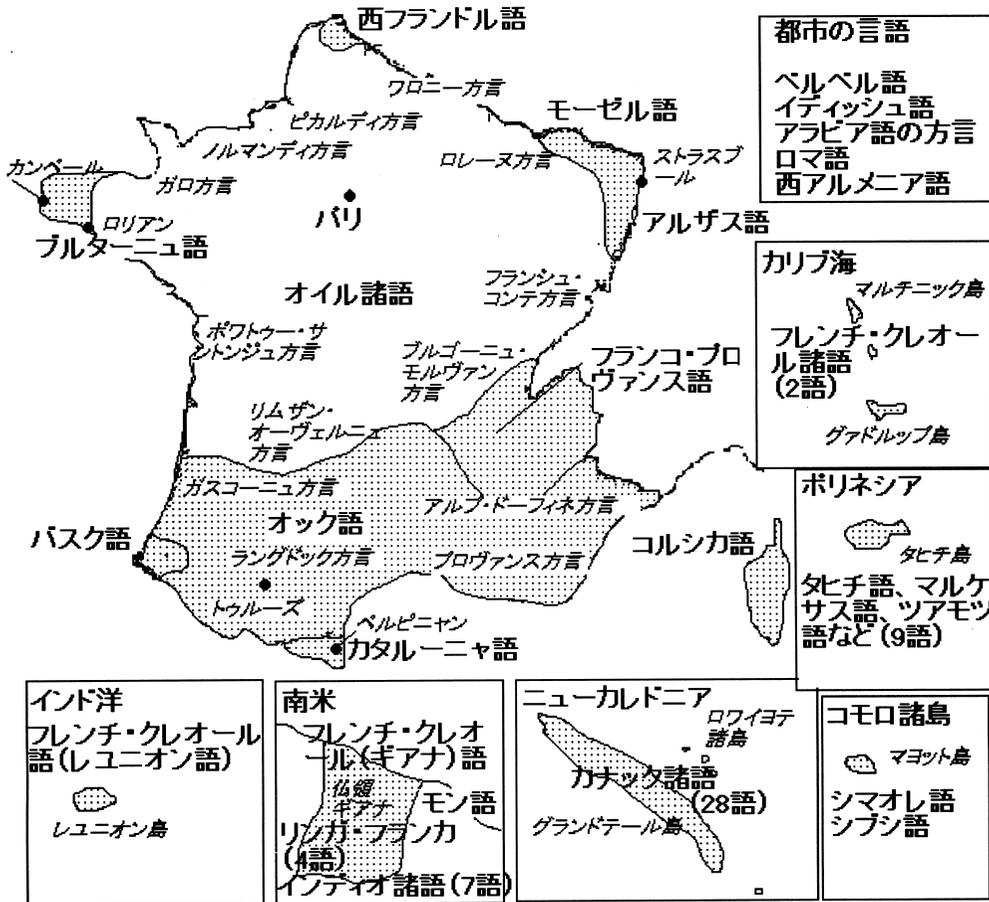
第1章：地域語および欧州少数地域言語憲章について

第1節：地域語とは何か

ヨーロッパは多数の国がひしめき合い、戦争も繰り返されてきたため、国境線は絶えず変更を被っている。また、ここ近年の経過を見ても分かるように、国家の分裂、再生、創生が極めて頻繁に行われている。こうしたことから、国境と言語境界は必ずしも同一ではないし、一国家＝一言語とは言えない。

このことは、フランスにも該当し、次の図のようにとりわけ国境付近にフランス語とは異な

フランスの諸言語・諸方言



CERQUIGLINI, 1999を参照し長谷川が作成

るいくつかの言語が存在している¹⁾。言語形成史によると、かつてはフランスには多数の方言が存在していたが、その中のパリ近辺のイル・ド・フランス地方の方言（フランシアン Francien）を標準化したものが、現在のフランス語である（cf. 西永 1998:50-52）。「地域語」とは、今全国で共通に使用されているフランス語以外の言語や方言を指す概念である。しかし、すべてのフランス語以外のことばが「地域語」であるとは言えない。

地域語概念の形成とディクソンヌ法

「地域語 (langue régionale)」という概念が初めて用いられたのは1951年である。フランスでは戦後直後からブルターニュ地方や南仏で左翼政党の国会議員たちによる地方言語の保護運

動や学校教育権獲得の要求が出た。そして、1949年左翼政党SFIO（労働者インターナショナル・フランス支部）の代議士モーリス・ディクソンヌを筆頭にする法案作成委員会が結成される。こうして1950年3月に「地方言語および方言の学校教育に関する法案」がディクソンヌにより提出され、51年1月、国会でこの法案が可決された（FUSINA, 1994:107-108）。

そしてこの法律制定時に「地域語」に認定されたのが「ブルターニュ語、バスク語、カタルーニャ語、そしてオック語」であった（第10条）。この法律によって「地域語」に認定された言語は、小中高校等での公教育機関での教育や研究が認められるほか（第2条～第8条）、1970年からは大学入試資格試験（バカロレア）の選択科目として出題できるようになった（第9条）²⁾。

これらのことを考慮すれば、「地域語」と「方言 (dialecte)」、「俚言 (patois)」との違いは、学校教育を实践するに値する書記法、つまり統一された書き言葉が存在し、さらに過去においてこの言語を用いた著作等が存在することである。「地域語」は書記法が存在する点で後者と大きく異なる。しかし、書記法のほかに辞書や文学的作品まで存在し、比較的話者人口が多かったアルザス語やコルシカ語、そしてフランドル語は「地域語」には当初、認定されなかった。地域語を認定する権限を有していた文部省高等委員会は、その理由として、これらの言語はフランスの地域的性質を有する言語ではなく、「外国語の方言」とみなされていたからである。つまり、アルザス語はドイツ語の、コルシカ語はイタリア語の、フランドル語はオランダ語の一方言として扱われていた（FUSINA, 1994:115-116）。

こうしたことから、これらの地域の言語運動家は、公立学校での教育権を獲得するために「言語改革」に1950～60年代に取り組んだ。改革の主な方針は、アルザス語やコルシカ語を可能な限り独自の言語として確立させ、ドイツ語やイタリア語からは距離をとることであった。こうしてこれらの言語は独自の書記法を70年代に確立させ、晴れて「地域語」の地位を獲得するに至ったのである（ジオルダン1987=1984:70-84, 111, 190）。

さらに現在では、フランス本国だけでなく、太平洋やインド洋、カリブ海の島々などの海外県・海外領土の諸言語のうち、上と同様の条件を有する言語については「地域語」の地位が付与され、学校教育が認定されている（原1997:93）。

地域語の現状と効用

しかしこれまでの研究によって、地域語は当該地域住民が日常的に使用しているとは言い難い状況にある。例えば、コルシカ語の場合、1990年代以降ほとんどの中学校や高校で週3時間の教育が実施されているが、生徒たちは地域語を聞いて理解できても、流暢に話すことは出来ない（DCE, 1996:80）。友人や家族との会話で用いられるのも専らフランス語である。コルシカ語を母語として生まれ育ったのは1960年代が最後であり、それ以降の世代はフランス語が

母語である (Académie de Corse, 1996:1)。このことは他国の少数民族が被っている政治的圧力とフランスの地域語が被っている衰退現象と大きく異なる点である。

地域語が日常的な使用にまで至らない理由として、i) 初等教育・就学前教育における地域語教育の不十分さ、ii) たとえ地域語教育が学校で実施されていてもそのほとんどが選択科目であり、かつ、英語やドイツ語、スペイン語などと同じ「現代語」科目として扱われ不利な位置におかれていること、iii) 世代の差はあるが地域語や地域文化に対する劣等意識、根強いパリ中央志向が、地域語の習得に対して否定的傾向を見せていること、iv) 再生された地域語が母語世代の言語とは大きく異なったり、地域語再生の際、地域内に著しい言語的多様性が見られたことがあげられる。

i) については言語運動家が強く主張している点である。言語習得能力がピークに達する幼児期に零細な民間教育を除いて地域語教育がほとんど行われていない。ii) も就職や進学を考慮すれば地域語よりも英語などを選択したほうが有利という意識が働き、つづしの利かない地域語が選択されにくいシステムになっている (ジオルダン 1987:143)。iii) 地域語に熱心なのは60年代後半に学生・青年期時代を過ごし、地域主義運動にも加担した世代であるが、それより上下の世代は、地域語や地域文化に対する消極的、否定的傾向が強い。iv) は、地域語を若い世代に教育するためには、どうしても言語の統一性、書記法の体系、機能性が要求されるが、このことは逆に、高齢者世代の言語や域内方言話者との乖離を生じている (長谷川 1999b:44-45)。

地域語の現代における具体的効用は何か。地域アイデンティティの高揚以外に目的はないのだろうか。それは「言語そのもの」というよりも、「言語を通じた何か」である。コルシカではコルシカ語の日常的使用はなかなか進んでいないが、コルシカ語の音楽活動はプロ・アマ問わず大変盛んであり、もっとも人気のあるグループはパリや他の欧州の都市で大規模なツアーを展開するほどである。さらに、コルシカ語の名前をつけた地元農牧産品や工芸品、あるいはコルシカ語の広告を通じた商品 (たとえコルシカで作られたものでなくても) はそうでないものよりも売れ行きが良い。もう一つ、近年注目されているのが、地域語と医療・福祉分野、特に高齢者医療や福祉との関係である。例えばコルシカ語で育った高齢者たちは、たとえサービスが行き届いていても福祉施設の職員や介護関係者、看護婦などにフランス語で対応されることを「冷たい、そっけない」と感じるようだ。福祉や医療関係者が地域語で接すれば、より身近に、親しく感じられるに違いない。福祉や医療分野における細かいサービスの向上に地域語の必要性が指摘されている。

第2節：欧州少数地域言語憲章とは何か

地域語憲章³⁾は現在欧州41カ国が加盟する欧州評議会 (COE) のストラスブルームでの総会 220 (458)

で1992年11月に採択された。この憲章の詳細な成立過程は省くが、成立の背景としては憲章の序文にあるように、i) 地域語は「ヨーロッパの共通の文化遺産」であり、これを「保護すること」が「欧州評議会の使命」であること、「地域語の保護」は「欧州の伝統と豊かな文化を維持し発展させることに貢献する」ものであることといった「多元的欧州」の創設に「地域語」は不可欠な存在としてとらえていること、ii) 「地域語を私生活、ならびに公共空間において使用する権利は国際人権規約や欧州評議会の基本的人権および自由に関する協定で唱えられている原則に沿った不可侵の権利」であり、「民主主義的原則に基づくヨーロッパの建設に不可欠」であるという人権および民主主義的理念をあげることができよう。

第1条では、「地域少数言語」の定義がなされている。憲章によればこの言語は、ある一国の少数民族住民に伝統的に使用されている「公用語、あるいはその方言ではない言語」で、移民言語は除外するとされている。そして第2条では、この憲章の批准には後に触れる第3部で規定されている条項のうち少なくとも39条項を加盟各国は選択し、さらに第8条と第12条の中からそれぞれ3条項、9、10、11、13条の中から1条項を少なくとも選択しなければならないとしている。第3条から第6条までは、COE加盟各国による批准手続の方法とその期限、本憲章の義務的性質に関する国際法や国家法との関係などで、以上をもって第1部とする。

第2部は第7条のみで構成され、a) 文化の豊かな表現としての地域語の承認、b) 行政区画・単位が地域語の促進の障害にならないよう地理的空間の尊重、c) 地域語促進活動の必要性、d) 公共空間における地域語使用の奨励、e) 地域語集団と他の集団との関係の維持・発展、f) 地域語教育・研究手段の充実、g) 地域語が話される地域に居住する非地域語話者の地域語を学習する機会の提供などを本憲章の理念と目的にしている。

第3部は国家による具体的な地域語使用促進措置について第8条（教育）から、第9条（司法）、第10条（行政及び公務）、第11条（メディア）、第12条（文化活動および施設）、第13条（経済社会活動）、第14条（国境を超える諸活動）まで規定されている。この中で規定されている100近くの条項から、批准を行う各加盟国は、上の条件に従って選択する。

第8条はa項「幼稚園」、b項「小学校」、c項「中学・高校」、d項「技術・職業校」、e項「大学」、f項「成人・生涯教育」から構成され、それぞれi) 教育活動の全てを地域語で行う、ii) 大部分を地域語で行う、iii) 地域語のカリキュラムを置く（小、中、高校、技術・職業校）、または国が直接権限を持たない場合でも支援や奨励を行う（幼稚園、大学、成人・生涯教育）、iv) 本人あるいは保護者（小学生以下は保護者のみ）の希望があり、定員が妥当である場合にi)～iii)のいずれかを行う、という選択肢である。さらにg項「地域文化や歴史教育を行う」、h項「地域語・地域文化教員の養成を行う」、i項「地域語教育の発展を管理する機関を設ける」という条項が付加されている。

第9条の司法については、1-a項「刑訴」、b項「民訴」、c項「行政訴訟」の別に、地域語

での訴訟手続, 地域語での告発(刑訴のみ), 地域語での捜査・実証など, 合計10の選択肢から a, b, c 項からそれぞれ一つ以上選択する。1- d 項では上記の諸手続に必要な翻訳等の作業に伴うコストを関係者に請求しないこと, 2- a 項では, 各国は上記の手続および判決結果を無効にしないこと, 2- b 項では, 地域語に関わりのない(もしくはある) 当事者に不当な措置を講じないこと, 2- c 項では, 地域語による法律行為を国は無効にしないことを規定している。最後に, 3 項で地域語で書かれた法律文書, ならびに地域語話者による開示請求には差別なく応じることを付加している。

第10条の行政・公務では, 第1項は, 地域語が使用されている地域での国家行政において, i) 機関内で地域語を使用する, ii) 行政関係者は公務において地域語を使用する, など5つの選択肢から構成され, 第2項では当該地域における地方行政が第1項と同様に7つの規定から構成されている。そして, 付加的に地域語による, あるいは地域語話者の請求に対する差別的待遇の禁止, 地域語話者(あるいは非地域語話者)の公務職への雇用差別の禁止など6項目がある。

紙面の都合から, 第11条のメディアを最後にしたいが, ここでは例えば, 1- a 項「公共ラジオ・テレビ放送」では, i) 最低1局の放送局の創設, ii) 創設の支援・奨励, iii) 放送局員の評価基準の設置, に始まり, その他民間放送, 新聞, 放送番組, ジャーナリストについて規定が設けられている。

そして最後に第4部「適用条項」と第5部「最終条項」が憲章に加えられている。これらの条項が各国の当局により実際に執行される, あるいは執行のための新たな法制に着手するためには, 国家元首(もしくは国民投票)による批准が必要である。これまでのところ, クロアチア, フィンランド, ドイツ, ハンガリー, リヒテンシュタイン, オランダ, ノルウェー, スイスが批准を済ませている。署名だけ済ませた国はオーストリア, キプロス, デンマーク, ルクセンブルク, マルタ, ルーマニア, スロヴェニア, スペイン, マケドニア, ウクライナである(CERQUIGLINI, 1999)。フランスは1999年5月に署名を行った。英国のように地域少数言語がありながら署名, 批准を拒否している国もあれば, 憲章が規定するような地域少数言語集団は国内に存在しないとするポルトガル, 既に憲法によって地域少数言語の擁護・発展が明記され, 実施されているとして署名, 批准の必要性がないとするイタリアやベルギーのような国もあり, 署名を行ったのは20ヶ国足らずである(*cf.* SARRE, 1999; 古石 1999:41)。

第2章: マーストリヒト条約締結以降のフランス政府の地域語および憲章に対する姿勢

フランスは地域語憲章に1999年5月, 署名したが, 署名要求は憲章が制定された時点からすでに各地で行われていた。フランスの歴代政府(首相府)は署名にはなかなか応じず, また,

憲章の採決にも棄権し、実に署名までに7年を要したのである（長谷川1999b:50）。

なぜ、フランス政府は署名に消極的なのか。これには、フランスにおける言語、とりわけ「国語」とされるフランス語に対する根強いイデオロギーについて説明する必要があると思われるが、本章では、上の疑問に対する回答への足がかりとして、90年代以降（具体的には1992年の憲法改正から99年5月の憲章署名まで）各地域における地域語要求とこれに対するフランス国家の対応、そしてその変化について時系列に追って行くことにする。

第1節：憲法改正（1992年）からトゥーボン法の制定（1994年）まで - フランス語・フランス文化の防衛論

近年、世界におけるフランス語の地位が英語に比べて著しく低下していることは誰もが認める事実である。また、フランス国内でも近年英語が氾濫し、文化人や知識人たちはフランスがさらに英語化するのではと戦々恐々としている。また現在、WTOの包括的貿易交渉が先進国間で進められており、米国はフランスに対してテレビ番組の放送や映画の上映に関する例外なき自由競争を要求したが、これに対してフランスの文化人（映画関係者、作家、音楽家など）が一斉に反発した。トロートマン文化大臣も文化を単なる商品としてしか見ていないとアメリカを厳しく批判すると同時に、文化は商品として扱うべきでなく、例外なき自由貿易の対象からははずすいわゆる「文化の例外」論をぶちまけた。このような経緯から、とりわけ90年代以降、フランス語、フランス文化に対する防衛意識が著しく見られるようになった（西川1999:188, 西永1998:72-74）。

こうした著しい防衛意識はまず、マーストリヒト条約の批准時に憲法修正という形で働いた。フランスの憲法裁判所に当たる憲法院（Conseil Constitutionnel）が批准に待ったをかけたのである。憲法院の判決は、フランスがマーストリヒト条約を批准するには憲法修正が必要だというものである。この時、憲法が幾つか修正されたが、そのうち第2条には「共和国の言語はフランス語である」という一文が加えられた。こうしてフランス語には法的にも公用語、国語としての地位が付与されることになった。以降、言語に関する憲法院の判決にはかならずこの条文が参照されることになる。

さらに政府は1994年8月、当時のトゥーボン文化大臣を筆頭として「フランス語の使用に関する法律」を作成、提出させ、この法律を可決させた⁴。この法律はフランス語の使用義務をさらに強化させ、違反者には罰則を課すという主旨である。とりわけ売買契約（第5条）・労働契約（第8条）・広告（第12条）・株主総会（第6条）等の商行為、テレビ・ラジオ放送（第12条）および出版（第7条）、学術会議（第6条）、地方公共団体および他の公共施設（第15条）、刑事訴訟・民事訴訟等の法律行為およびその文書（第16～19条）は全てフランス語で行うことが義務付けられている。外国語の表記に対しては最低でもフランス語での要約を

添付し、その表記は外国語表記よりも大きく、見やすいものにするべきという規定（第4条、第12条等）もある。さらに商行為や放送については、フランス語で十分意味が通じると判断された場合に、外国語（一単語でも）を使用すれば企業等は「違反」と見なされ、契約事項等の無効や当該商品・製品の販売禁止措置を国家当局が執行できる（第5条、第14条等）。また、地方公共団体や公共施設が同様の違反を行い、国の改善命令にも従わない場合は、国は補助金の全額あるいは一部の返還を要求できる（第15条）という厳しいものである。そしてこの法律の規定は単に外国語だけでなく、地域語にも適用される（第21条）ことも注目すべき点である。

なぜ、トゥーボン法において地域語は外国語と同等の排除の対象として扱われたのであろうか。これにはさまざま理由が考察されるが、南フランスのオック語運動家クロード・シクルが指摘するように、「地域語」という表現には20世紀来断続的にであるがフランスの周縁地域で見られた「地域主義」の諸思想と分かちがたく結び付けられていることが考えられよう（LLN, 99-07-13）。地域主義とは戦前のプロヴァンス地方における「フェリブリージュ（Félibrige）」の方言文学運動に端を発する地域語や地域文化に対する再評価を含んだ思想であるが、戦後、とりわけ60年代以降は社会主義諸思想や反植民主義諸思想の影響を受け、反中央集権主義的政治運動へと発展した。特にブルターニュ、コルシカ、バスク地方などでは地域主義が逸脱し、排外的ナショナリズム、あるいは単なる集団暴力という犯罪行為にまで進展し、フランス政府を混乱に陥れている（長谷川1997:89-112; 1998:118-132; 1999a:91-105; 1999c:177-182）。反仏的運動にまで発展しなくても、地域主義思想は革命以来今日に至るまで、翼の左右を問わずフランスの政治、経済、そして文化の中心的なイデオロギーである中央集権主義を批判するものであった。革命以来のフランス思想史を飾ってきたジャコバン主義、ボナパルト主義、ド＝ゴール主義、共和主義などはそれぞれ対立するところも見られるが、中央集権主義はそのいずれもが共有するものである。したがって、これに異義を唱える地域主義、そしてこの思想の中から生じてきた地域語の復権の要求には神経を尖らせざるを得ないのである。

さらに、地域語が使用される地域は、フランスの国境付近、つまり近隣諸国のすぐ近くに位置していることが多い。これらの地域は首都パリから遠い上に、フランスが近代以降中央主権的發展を遂げてきたため、産業の発展から取り残されてきた。しかし、EU統合に伴う国境による経済障壁の撤廃は、フランスのこれらの地域と近隣諸国との「共通言語文化圏」を基盤にした新たな経済交流を促進する結果となった。ゲルマン系の言語と文化を共有するアルザスとドイツ、カタルーニャ語を話すルシヨン地方とスペイン北東部、鉱工業が盛んなスペイン・バスクと農牧業だけしかみられなかったフランス・バスク、ブルターニュ地方とケルト系の文化を共有する英国の地方との経済交流プログラムなどあげればきりが無い。しかし、こうした越境的交流は相対的に首都パリの地位を低下させるものであるし、ルシヨン地方の人々はパリの

名門サッカーチームPSGよりもバルセロナのチーム「バルサ」を応援するなど（*PNT*, 96-07-27:37）、フランスのナショナル・アイデンティティそれ自体の変容も引き起こしている⁵⁾。フランスの近隣諸国はいずれも、近年大胆な地方分権政策や連邦化政策などを行っており、EU統合が地域の台頭とフランスのナショナル・アイデンティティに及ぼす影響が懸念されているのも事実である。

第2節：地域的要求の再燃とフランス政府の対応 ジュッペ政権期（1995～97年）を中心に

こうした中、ルシヨン地方の中心都市、ペルピニャン市では市長自ら市名をフランス語からカタルーニャ語のペルピーニャ・ラ・カタラーナに変え、通り名もすべてカタルーニャ語に変えてしまった。さらに市役所の一室でカタルーニャ語教室をはじめするなどした。フランス政府・内務省は県知事を通じて、こうした行為を慎むように、注意に応じない場合は補助金のカットもありうるという「脅し」も交えてこの県内のすべての市町村に通達を出した（長谷川1999b:40-42; *PNT*, 96-07-27:38）。

フランス本国から遠く離れた海外領土でも地域主義的要求は高まってきた。とりわけ、1995年の核実験以降、タヒチを中心とするフランス領ポリネシアでの運動が高揚している。フランス政府はこうした要求が分離独立につながらないように、地域住民の要求をできる限り取り入れ、自治制度改革を行った。この際、ポリネシア政府には地域語であるタヒチ語やその他のポリネシア諸語の学校教育に関する権限が認められ、改革のために制定された「仏領ポリネシアの自治に関する1996年4月12日の法律」⁶⁾の第115条第1項で、「フランス語は公用語であるが、タヒチ語およびその他のポリネシア系諸語も使用できる」と規定され、さらに第2項では、幼稚園から高等学校までの正課教育としてのタヒチ語教育が認められ、第3項では、タヒチ島以外の島嶼ではタヒチ語に代えてそれ以外のポリネシア諸語の学校教育も同じ条件で可能としている（長谷川1999b:42）。

しかし、この法に対して憲法院は消極的姿勢を見せた。憲法院はこの第115条の規定の一部について、共和国憲法第2条の「共和国の言語であるフランス語」の規定を楯に、この条文を違憲とは判決しなかったものの、厳しい制限を設けて逸脱のないよう注意を呼びかけた。それは、第1項については、「公法における法人、公務に服している個人、ならびに公務を受ける個人は、仏領ポリネシアでもフランス語の使用を課されるものと解釈しなければならず、それ以外のいかなる解釈も憲法第2条に反する」とし、行政関係者、ならびに公務執行中の各人・団体がフランス語以外の言語を使用しないよう念を押している。第2項については、「このような教育は生徒・児童に対して義務的性質を有しており、平等原理を否定しかねない」と判断し、この個所にはポリネシア諸語の教育の「義務」という文言がなかったため一応合憲としたが、明文化されていない以上、義務教育は行ってはならないとした（長谷川1999b:42-43）。

コルシカでは島内に限定してコルシカ語とフランス語を全く同等の公用語にするという併用公用語 (co-officialité) = 地域二言語主義 (bilinguisme régional) の要求も出てきた。これらの概念については既に詳しく述べているのでここでは繰り返さないが (長谷川1999b:45-48), 国内の特定地域において国語と地域語など他の言語を併用公用語にしている地域は, 欧州各地 (スペイン, イタリア, フィンランドなど) で見られる。

各地域からの言語要求の高まりは, 次第にフランス全域, さらにには他の欧州諸国の少数言語グループとの連携へと広がって行った。先述の地域語憲章もこうした欧州諸地域の連携の賜物であるといつてよい。このことから, フランスの周縁地域では次第にフランス政府は地域語の私生活のみならず, 公共空間においても地域語の使用を促進する地域語憲章に署名, さらにには批准すべきだという要求が高まって行った。

国会で憲章について議論がなされたのは1996年6月の上院においてである。コルシカ選出の社会党議員フランソワ・ジャコビは, 上記の併用公用語については, たとえコルシカに限定していても地域語の義務的性質を持つため, ポリネシアでも同様の性質が承認されない以上, みとめるべきではないが, 地域語憲章は地域語, 地域文化の発展という観点から見れば, 憲法解釈に叶い, かつ義務的性質をもたなければ政府による署名は可能だと発言した (長谷川1999b:49-50)。

しかし, 当時首相だったアラン・ジュッペ (RPR = 共和国連合) は, 政府の憲章署名が合憲であるか否かという審査をフランス行政裁判の最高機関である国務院に委ねた。国務院は第8条の教育, 第11条のメディア, 第12条の文化活動および施設については, 地域語使用の「義務」という文言がないことから, フランスの基本的原理に反することはなく合憲であるという判断を下した。しかし, 第9条の司法, 第10条の行政および公務においては, フランス憲法第2条の「共和国の言語としてのフランス語」の規定, および1994年のトゥーボン法などから, 上記の機関においてはフランス語以外の言語を使用してはならないという規定に明らかに反するものであり, たとえ地域語の使用が「義務」でなくても違憲であると判断した。

第3節: ジョスパン社会党政権の発足とペリー, ポワニャン報告

地域語に前向きなジョスパン首相とペリー地域語調査団の結成

1997年, 地方分権に積極的な社会党が国会選挙で勝利し, 首相がジュッペから現在の社会党のジョスパンに変わった。前首相は憲章の署名について国務院に判断を付託するなど消極的態度をとっていたが, ジョスパン首相は1984年に地域語促進法案を可決には至らなかったが提出し (DNA, 98-03-27; 98-04-04), 1995年の大統領選から憲章への署名を表明し (LLN, 98-02-03), 首相就任後も「地域語を擁護し, 活性化することが必要だ (DNA, 98-03-27)」とか, 「地域語教育にはあらゆる場を与えなければならない (DNA, 97-11-06)」と発言するなど地域語に

は積極的な姿勢を見せていた。フランス社会党は、1982年に大規模な地方分権改革に着手したミッテランの演説にもあるように⁷⁾、フランスの既成政党の中では最も地域語に対しては欧州統合を背景に擁護・発展の立場を最も明確に示している。

ジョスパンは首相就任後直ちに（1997年10月）、バスク地方（ピレネー・ザトランティック県）出身の社会党女性議員、ニコル・ペリーを委員長とし、社会党国会議員から構成される「地域言語文化に関する調査団」を発足させた。彼女はこの期間中に地域語が話されている地域をすべて訪問し、言語活動家や文化団体関係者、教育・研究関係者からの聞きとりを行うことで、より充実した地域語教育の実施のために政府が取るべき法的措置を探る任務を託されたのである（*DNA*, 97-11-06; 97-12-10）。さらに、前政権が避けた憲章への署名もこの調査団は目的としていた。

中間報告書が提出されたのは1998年2月初旬である、彼女はこの報告書で、i) 地域語憲章適用に対する要求はどの地域でも大きいこと、ii) 憲章の批准には憲法院の審査が前提となるが、国務院の判断と同様、憲法院が憲法第2条を楯に批准を拒否する可能性が大きいこと、iii) 以上のことから、フランス憲法第2条を改正するか、iv) フランス独自の憲法に抵触しない形での地域語法を制定することで、地域語の公的活動における使用と二言語主義を実現することがふさわしいと述べている（*DNA*, 98-02-03; 98-02-04）。

ポワニャン報告書の作成

首相はペリーにこの任務を続行させる予定であったが、彼女はジョスパン派の有力な中堅議員で、かつ労働政務次官など他の政府の業務も兼任していたため極めて多忙であり、最終報告の提出が予定の98年4月下旬よりかなり遅れることになった（*DNA*, 98-04-04）。このため、首相はこの任務をブルターニュ最西端のカンペール市市長、ベルナル・ポワニャンに引き継がせることになった。ポワニャンもジョスパン派の社会党員であり、これまでに国会議員の他、ブルターニュ言語文化に関する大学教授やブルターニュ語民間団体の代表者などを務めた経験を有する。

最終報告は予定より2ヶ月ほど遅れた98年7月1日に首相に提出された。そこでは、ペリー中間報告にそって、地域語の現状を教育とメディアを中心に述べた後、「諸提言への原則」として、i) 教育においては児童・生徒の諸権利が何よりも優先され、また、必要性を考慮すべきであること、ii) フランス語は公用語であるが、iii) フランスは地域語に何らかの地位を与えるべきで、iv) 地域語・地域文化に対する政策を地方分権政策の枠内で実施すること、v) 学校とは「統合」の場であり、地域語にもその機能があること、vi) 全ての人に地域語を学ぶ機会を与えること、vii) 二言語主義・多言語主義の推進、viii) フランス語教育は義務とするが、ix) 国は地域語教育の継続・拡充に努力し、x) 教育を通じた多元主義に取り組むべきである

ことをあげている (POIGNANT, 1998:31-32)。

そして、提言として、i) 国の機関である地域語・地域文化諮問委員会 (CNLCRF) と地方行政機関である州 (région) の地域言語文化に関する権限の改革、ii) 学校教育における二言語主義教育の本格的導入と継続、iii) 民間教育制度改革と国、とりわけ文部省による強力な財政的・技術的支援、iv) メディア改革、について述べている。これらの各項目は技術的レベルの問題なので、別の機会に詳細に論じることにするが、報告書の締めくくりとして、地域語憲章にフランスはどう向き合うかについての提言がなされている。

ポワニャン市長は、「フランスは署名の準備に着手し、次いで憲章を批准しなければならない」と断言する。もちろん、共和国の言語としてのフランス語を規定した憲法第2条、1994年のトゥーボン法、1996年の国務院見解は、憲章の批准には否定的だったことはここでも考慮されている。そこで、ポワニャン氏は以下のような手順を踏むべきだと提言する。

i) まず、査定すること。国務院は憲章全体の批准が「違憲」と判断したものの、幾つかの条項を選択し、署名することについてはこのような判断を下していない。したがって、政府は法律関係者を指名し、98条項のうち違憲でないものを査定し抽出させるべきである。

ii) 抽出した条項を署名すること。

iii) 批准すること。もちろんこの段階では困難が伴うが、憲法第2条の拡大解釈、あるいは改正が必要である。拡大解釈としては、地域語を「フランスの文化遺産」と位置付けることであり、この解釈の普遍化には国会議員のイニシアティブが必要である。憲法の改正については、第2条、第34条、序文のいずれかを対象とする。第2条、第34条の場合、地域語に関する条項を付加する。序文の場合、「共和国はフランス語とともに文化遺産を構成するフランス人民の歴史的諸言語を承認する」という文言を挿入する。そして、結論として、フランスは、i) ヨーロッパの一員として、ii) さらなる地方分権の必要からして、iii) フランコフォニー (仏語圏) 全体の発展のために、そして iv) 多言語主義が将来的に不可欠である、という理由から、憲章は批准しなければならないと訴えている。

第3章：欧州少数地域言語憲章の署名と憲法院による批准の違憲判決

98年9月29日、ジョスパン首相は正式にフランス政府による地域語憲章の署名を発表する (OTF, 98-09-30) と同時に、パリ大学 (ナンテール校) の憲法学者、ギ・カルカソンヌに、i) フランス政府が署名すべき条項、ii) 憲章批准の合憲性についての調査と見解を求めた。カルカソンヌ教授は10月7日、首相に報告書を提出し、これに回答した。彼によると、憲章の批准は、iii) 「義務」という表記が憲章には使用されていないこと⁸⁾、iv) 地域語がフランスの文化遺産として位置付けられる、ことから違憲ではなく、「98の条項のうち52が憲法の修正や言

語法の新たな制定なしに適用できる」と肯定的だったが、しかし、「それ以外の条項は明らかに違憲」であり、憲章に用いられている「集団」の用語が単なる「グループ」であって「マイノリティ」や「集合的権利」を意味するもの、共同体原理に関わるものではないことを明らかにする必要があることも付加している（*OTF*, 98-10-08; *CMN*, 99-05-08）。この報告を受け、ジョスパン首相はさらに慎重を期して、提案された52条項中、教育およびメディア分野を中心とした39条項を署名の対象として選択した（*LLN*, 99-07-05, 古石1999:43）。1999年5月7日、ブダペストでのCOE閣僚会議にピエール・モスコヴィッチ欧州担当大臣を派遣し、ついにフランスは憲章に署名したのである。

第1節：シラク大統領の翻意 - 主権主義派の台頭とフランス政界の激動

しかし、批准の権限を有しているシラク大統領は、直ちに（5月20日）憲法院に審査を要請した。これは憲章の批准が憲法に反していないかを問うものである。憲法院は6月16日に、憲章批准は憲法に反するものであり、批准には憲法修正が必要であるという判決を下した。

憲法院判決の詳細な内容およびその理由、背景については後で触れるとして、ここではまず、シラク大統領がなぜ憲章に批准せず、憲法院に訴えたのかについて考えてみたい。というのは、もともとシラク大統領は、98年5月29日のブルターニュ地方での遊説でカンペール市を訪問した際に憲章の署名に前向きな発言をするなど、積極的な立場をとっていたからである（長谷川1999b:52; *OTF*, 99-06-18）。そもそも5月7日、ブダペストにモスコヴィッチ欧州担当大臣を派遣したのはシラク本人であった（*CMN*, 99-05-07）。憲法院が否定的判決を下すのは大方の予想通りであったが、地域語の擁護・発展のよき理解者だったシラク大統領の「翻意」とも言える突然のこの行為には、言語活動家を始め、多くの関係者が失望し、非難の声を浴びせた⁹⁾。

憲法院の判決直後からのフランスの地方紙を読むと、大統領の「翻意」の背景として、彼が所属するド＝ゴール主義保守政党RPR内部での分裂傾向をあげる記事が圧倒的に多かった（*DNA*, 99-06-24; *OTF*, 99-06-18; *LDM*, 99-06-24; *CMN*, 99-06-25）。これは、RPRの一派閥を構成していたシャルル・バスクワ、フィリップ・ド＝ヴィリエールらのグループが、新たな政治集団RPF（フランス連合）を結成し、1999年6月の欧州議会選挙ではRPRと袂を分かって選挙運動に臨んだ過程である。結局、このためにRPRが属する欧州政党PPE（欧州キリスト教民主主義）は、欧州議会で過半数議席を獲得できなかった（626議席中225議席）。

RPFはRPRの進める「欧州連邦主義とアメリカ風の自由主義（*LLN*, 99-06-09）」に反発し、フランスの既存の国家権力がこれ以上EU統合によって損なわれることのないよう「主権主義（*souverainisme*）」を標榜している。欧州議会や欧州委員会のさらなる権限の強化を目的としたマーストリヒト条約に代わる1997年のアムステルダム条約にも反対し、シラク大統領がこれに批准したために両者の分裂は決定的になった。結果、RPRは弱体化し、左翼連合勢力に対峙

しうるには、パスクワ、ド＝ヴィリエール両氏らの協力を得なければならない状態にある。

そして、フランスが地域語憲章に署名することに最も強硬に反発したのが、この「主権主義派 (souverainistes)」であった。彼らは署名直前の5月4日、フランス政府のこの行為は「共和国の言語としてのフランス語を遺棄し、(中略) 国民国家の死を宣告する政治的・文化的破壊行為だ (RPFのホームページの声明集より)」と厳しく批判した。一方、憲法院判決後、直ちにこれを評価する声明を発表している (*DNA*, 99-06-25)。シラク大統領はボワニャン市長が言うようにRPRの憲章肯定派からもRPFからも反発を食らわない手法をとった。それは、6月13日の欧州議会選挙の運動期間中、大統領は一貫して憲章に前向きなそぶりをみせていたのに、5月20日に憲法院に提訴したことである。これは、選挙が終わるまでは憲法院の違憲審査が終了しないことを勧告してのことである (*OTF*, 99-06-18)。結局、アルザス州会の地域主義派議員、ステファン・ブーリスが言うように、「地域語と二言語主義はパスクワとド＝ヴィリエールの圧力に屈し、政治的駆け引きの犠牲になってしまった (*DNA*, 99-06-25)」のである。

地域語と憲章への対応で分裂傾向が生じているのは、右翼政党だけではない。長年これを推進してきた非共産系左翼 (社会民主主義勢力) の側にもあからさまにこれを否定し、フランスの国家主権とフランス語の防衛を掲げる勢力が存在する。ジャン＝ピエール・シュヴェーヌマン内務大臣、ジョルジュ・サルらのグループMDC (市民運動) である。MDCも憲法院の判決後、声明を発表し「この判決は近代的共和主義の勝利だ (*LLN*, 99-06-18)」とこれを祝福すると同時に、内相も6月23日、地域語憲章の批准は「共和国を分断するものだ」、「文化のバルカン化をもたらしかねない」と批判した (*DNA*, 99-06-24; *LDM*, 99-06-24)。サル議員らは憲章批准に反対する署名活動を行うと同時に、『フィガロ』や『リベラシオン』などの全国紙に憲章に反対する論文を寄稿している。彼らの主張を要約すれば、i) 地域語の復権や学校教育への導入それ自体には、フランスの文化遺産として位置付ける限り反対しない、ii) 憲章はi) の目的にとどまらず、公共空間での地域語の使用を奨励する性質をもち、「共同体原理＝マイノリティ」の承認に基づいている、iii) こうした理念をはらむ憲章の批准は、共和国の不可分性、フランス人民の単一性、法の前での全ての市民の平等、共和国の言語としてのフランス語という共和主義理念に反する、iv) 憲章は少数言語間に差別を導入する (例えば、カピリア語、イディッシュ語などは「地域少数言語」の対象になり、アラビア語や中国語は対象にならないのは一体なぜなのか)、v) 憲章に署名していない国 (ベルギーやイタリアなど) でも少数言語、地域語に積極的な政策を施している事例があり、憲章を適用しないからといって抑圧的だと判断するのは短絡的。既にフランスは積極的な地域語教育政策を実施しているのだから、国論を二分してまで取返して憲章を批准する必要性はない、というものである (古石 1999:44; *LLN*, 99-06-22; cf. *CMN*, 99-03-01)。こうした見解は右翼の「主権主義派」にも共有さ

れているが、これに対し、憲章批准推進派は、今の地域語政策はまだ不十分であり、法的地位と保護がなければ、今ある政策を今後も維持できるという保証もない。だから、憲章の批准、もしくは憲法改正が必要なのだと反論している（*CMN*, 99-07-03）。

憲章の批准をめぐる問題は、戦後フランスの政治体制だった右翼（RPR, UDF = フランス民主連合）/左翼（社会党, 共産党など）の対峙関係を根底的に変質させ始めている。それは、i) 欧州統合・地域主義推進派（「ジロンド派」, 「連邦主義派」とも呼ばれる）と、ii) これに反発し、フランスのナショナル・アイデンティティに訴える共和主義・主権主義派（「ジャコバン派」とも呼ばれる）の対峙関係である。i) には社会民主主義勢力の大部分（社会党と急進派）とUDF, エコロジスト, RPRの一部（DL = 自由民主主義グループ, と地域出身者）, ii) に相当するのはMDCと共産党, RPFとRPRの残部である（*LDM*, 99-06-24; *CMN*, 99-06-25; 99-07-03）。地域語および憲章がこうしたフランスの政界の再編成を背景にした政治的駆け引きの対象になっていることも忘れてはならない。このようにして、フランスの「言語問題」が表面化したのである。

第2節：憲法院判決に見られる共同体原理の否定 - フランス型統合理念の性質

本稿をまとめる前段階として、憲章の批准を「違憲」とした憲法院判決の内容と、その背景にある中野裕二が指摘する「共和制モデル」= フランス型統合理念（中野1997）の性質について明らかにしよう。

憲法院の判決は大きく分けて、i) フランス政府が5月に署名した39の条項についてと、ii) 憲章の序文について、の二つの部分から構成される¹⁰⁾。i) では、憲法院は政府が署名した条項の一つ一つについて判断を下すことは避け、それぞれの条項がどのような性質を有しているか、フランス政府はどの条項を選択したかについて触れているにとどめている。そしてこれらの条項については、一括して「共和国の言語としてのフランス語を規定している憲法第2条は、学校教育や研究、放送や通信などの表現の自由に制限を加えるものではない」と判断し、行政機関や司法機関において「必要に応じて地域語の翻訳を付す」というフランスが選択した条項についても、「憲法第2条規定は、フランス語以外の言語による翻訳の添付を妨げるものではない」と「違憲」判断はしなかった（*DNA*, 99-06-17）。

しかし、i) 序文に「私的ならびに公的生活において地域少数言語を使用する」、「不可侵の権利」という規定を設けていること、ii) 「地域語」の定義とi) の規定により、憲章は特定の「地域集団」に特別な権利を付与する性質を有していること、iii) 序文のi) と条項は、地域語使用を私生活だけでなく、フランス語の使用を義務とする行政・公務および他の公共空間への導入を規定していること、を指摘し、フランスが署名した条項の幾つかは、既にフランスによって具体的な地域語政策として実施されているものであるから、違憲とは言えないが、上

の理由から違憲と判断される条項もあると結論し、「憲章には憲法に反する条項が含まれている(第1条)」と判決した(*DNA*, 99-06-24; *CMN*, 99-07-06)。

憲法院の判決は従来からのフランス共和主義の理念を何ら超えるものではなかった。憲法院は憲章が憲法に反している理由として、i) 憲章序文の規定および本文第1章の定義は、地域語話者を地域的集合体と位置付けており、憲法序文の「フランス人民の単一性(unicité du peuple français)」、第1条の「共和国の不可分性(indivisibilité de la République)と矛盾すること、ii) さらに、憲章はi)の理由から地域語話者集団に特別な集会的権利を付与することを前提にしており、第2条の「平等原理」に矛盾しており、iii) 公共領域に地域語の使用を奨励することから、同じく第2条の「共和国の言語としてのフランス語」の規定に矛盾すること、をあげている。

こうした判決は未だに「賢人」たちが、「共和制モデル」、すなわちi) 公的空間と私的空間の明瞭な区別、ii) 公共空間=国家という図式、iii) 公共空間におけるあらゆる民族的、宗教的表示の禁止=共同体主義の排除、というフランスの統合理念を依然として踏襲したものと言える。つまり、家庭内などの「私的」空間においては、フランス語以外の特定の言語、カトリック以外の特定の宗教、あるいはこれらを表象するものを排外的に有しても構わないが、一歩家を出れば、とりわけ行政関連施設や学校、病院、駅などの「公共」の空間では国語であるフランス語の使用が義務化される。こうしたフランスの思想は、革命から現在に至るまでのイデオロギーである。

結語：変容を迫られる「共和制モデル」

憲法院のこの判決、そしてこの判決が依拠する「共和制モデル」は、アルザス選出の社会党国会議員で、98年冬のペリー調査団に協力を惜しまなかったアルマン・ジャンらがこき下ろしたように、「アルカイック(*DNA*, 99-06-18)」なもので、そして「時流に逆らったもの(*CMN*, 99-06-25)」でしかない¹¹⁾。

憲法院は判決文にわざわざ「共同体主義」思想のフランスへの浸透を牽制する注意書きを加え、これをフランスの諸原則に反するものと位置付けている。しかし、「共同体主義」の否定はフランスが率先して取り組んできたヨーロッパ統合の理念である「多元主義」をも否定するものである。多元主義には多言語主義も含まれるからだ。フランスは自ら苦勞してせつかく創りあげてきた欧州統合を国益のために背を向けようとしている。フランス独自の統合理念である「共和制モデル」は、欧州統合の理念と原則に反しており、このモデルにいつまでも執着することは、欧州にとってもフランスにとっても将来に大きな禍根を残すことになる。

しかし、ジョスパン社会党政権と地域語推進者たちが取り組んできたことは、決して無駄で

はない。なぜなら、「共和制モデル」それ自体に変容をもたらしつつあるからである。それは、これまで「国家領域」と見なされ、排外的にフランス語の使用が義務付けられていた「公共領域」の複合化をもたらしたということである。従来、学校やメディアなどは、行政機関や司法機関などと同一の単一の「公共領域」とみなされてきた。しかし、義務的ではないにせよ教育やメディアの場で地域語が復権し、政府もこれを支援し、憲法院も学校やメディアにおける地域語の使用を認めているという事実を考察すれば、単一的だった「公共領域」が、i) 地域語使用が見とめられる教育やメディアの場と ii) フランス語の使用が義務付けられたままである行政機関などに二分化される傾向が見られる。こうした状況はフランスの統合原理と国語 = 公用語 = フランス語という言語観の変容に結びつくものであると言えるのではないか。

註

- 1) 今年（1999年）に行われた調査報告（CERQUIGLINI, 1999）で、フランス国内には海外県・海外領土を含め75の言語が存在するとされている（*CMN*, 99-07-05; 99-08-05; *LDM*, 99-07-26; *LLN*, 99-07-05; *OTF*, 99-07-13）。
- 2) ディクソヌ法の法文については、POIGNANT, 1998:49-51, FUSINA, 1994:253-254を参照。日本語訳は長谷川1999a:142を参照。
- 3) 憲章全文についてはPOIGNANT, 1998:75-90を参照。
- 4) トゥーボン法の法文はインターネット（www.legifrance.fr）で参照した。
- 5) フランスの周縁地域と近隣諸国との関係の進展については、*PNT*, 96-07-27:32-45; *EDJ*, 96-09-19/25:40-49を参照。
- 6) 注3)に同じ。
- 7) 1981年3月、ミッテラン大統領候補はブルターニュ地方のロリアン市で次のように宣言している。「フランスが地域語に真の存在として承認する時が来た。学校がこれらの言語に門戸を開き、ラジオ、テレビがこれらの言語の放送を認め、これらの言語に公的活動において利を得る地位を付与するときが来たのだ（*DNA*, 98-04-04; POIGNANT, 1998:17）」。
- 8) カルカソンヌは『ウエスト・フランス』紙のインタビューで、「ヨーロッパ憲章とフランス憲法は両立できる」と述べている。とりわけ、公的機関での地域語の使用と「共和国の言語」であるフランス語を規定している憲法第2条については、「行政機関でフランス語以外の言語の使用が義務付けられず、かつ地域語の使用を必要に応じて認められる場合において両立しうる」と見解している（*OTF*, 98-10-09）。
- 9) とりわけ、フレッド・ユルバン・地域語高等委員会委員長の批判は辛辣である。「フランスは多言語主義ヨーロッパの中で孤立する立場を選択してしまった。大統領はブルターニュで取った立場をいともたやすく翻したのにはとても失望している（*DNA*, 99-06-25）」。
- 10) 判決文については注2)3)同様、インターネットを参照。
- 11) 「共和制モデル」に対する批判として、長谷川1999d:259-279を参照。

【参考文献】

Académie de Corse, 1996, *Situation de l'enseignement du corse depuis 1992*,

- CERQUIGLINI, Bernard, 1999, *Les langues de la France, (Rapport au Ministre de l'Education Nationale et à la Ministre de la Culture et de la Communication)*, Documentation française,
- 古石篤子 1999 「「地域言語・少数言語のための欧州憲章」とフランス」『KEIO SFC REVIEW』No.5
- FUSINA, Jacques, 1994, *L'enseignement du corse, Histoire, développement, perspectives*, Edizione Squadra di u Finusellu,
- 原 聖 1997 「フランスの地域言語」三浦信孝編『多言語主義とは何か』藤原書店
- 長谷川秀樹 1997 「コルシカ民族運動の展開」『日仏社会学会年報』第6号
- 同 1998 「現代フランスの地域主義」『立命館国際研究』第11巻1号
- 同 1999a 『「コルシカ人民＝民族」の生成』関西学院大学出版会
- 同 1999b 「フランスにおける地域語の地位の現状について」『立命館言語文化研究』第10巻5-6号
- 同 1999c 「地域主義の思想について」地域社会学会編『グローバリゼーションと地域社会』ハーベスト社
- 同 1999d 「「共和制モデル」とコルシカ・「ナショナリズム」」『立命館言語文化研究』第10巻5-6号
- アンリ・ジオルダン, 原聖訳 1987 『虐げられた言語の復権』批評社 (GIORDAN, Henri, 1984, *Par les langues de France*, Centre national d'art et de culture Georges Pompidou /CCI.)
- 中野裕二 1997 『フランス国家とマイノリティ』国際書院
- 西川長夫 1999 『フランスの解体?』人文書院
- 西永良成 1998 『変貌するフランス』日本放送協会出版会
- POGNANT, Bernard, 1998, *Langues et cultures régionales*, La Documentation Française
- SARRE, Georges, 1999, "Une et francophone", *LLN* 99-06-22,

【新聞・雑誌等】全て略号の後に、西暦年 - 月 - 日の順に二桁の数字で発行日を表している。週刊誌・特集号については、ページ数も日付の後に表記している。

DCE= le dossier du Canard enchaîné, *La Corse démasquée*, 1996,

PNT= le Point, EDJ= l'Evenement du jeudi,

LLN= la Libération, DNA= les Dernières nouvelles de l'Alsace, OTF= Ouest France,

LDM= la Dépêche du Midi, CMN=Corse Matin- Nice Matin,

(Hideki Hasegawa, 千葉大学助手)